

特別養護老人ホームいちい荘 利用料金ご案内

R7年4月1日以降

☆施設入所(本入所)定員54名

- ・要介護3～要介護5の方が利用できます。(要介護1～2の方で特定要件に該当する方も利用対象となります)
- ・基本料金は利用者の要介護度に応じて異なります。
- ・利用料金の7～9割が介護保険より給付されます。(下記料金表の金額は自己負担の1割分です)
負担割合についてはお手持ちの『介護保険負担割合証』にてご確認ください。
- ・介護保険の負担割合や要介護度に変更があった場合は、負担額が変更となります。
- ・居住費・食費は、ご利用者様の負担段階(1～4段階)により利用額が異なりますので、お確かめください。
(下記料金表の金額は負担限度額の第4段階分です)
- ・本料金表は、介護保険法やその他法令の改定または当施設における実費費用の見直し等により変更となることがございます。

【料金表】

(単位:円)

要介護度	サービス自己負担分	日常生活継続体制加算	看護体制加算Ⅰ	夜勤職員配置加算Ⅲ	食費	居住費(多床室) ※1	30日間の利用料目安(処遇改善加算含)
1	589	36	4	16	1,445	915	92,916
2	659	36	4	16	1,445	915	95,310
3	732	36	4	16	1,445	915	97,806
4	802	36	4	16	1,445	915	100,200
5	871	36	4	16	1,445	915	102,560

※1 居住費:従来型個室利用の場合は、1,231円/日となります。

○その他の加算

- ・初期加算 1日あたり30円
- ・外泊時加算 1日あたり246円
- ・療養食加算 1食あたり 6円
- ・協力医療機関連携加算 1月あたり50円
- ・高齢者施設等感染対策向上加算 1月あたり10円(令和7年度中に算定予定)
- ・安全対策体制加算 入所初日のみ20円
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 食費、居住費を除く利用料×14%

<居住費・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けられておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

(日額)

対象者		預貯金額 (夫婦の場合)	利用者 負担段階	居住費		食費
				多床室	従来型個室	
生活保護受給の方		要件なし				
世帯全員が	市町村民税非課税の 老齢福祉年金の方	1,000万円以下 (2,000万円以下)	第1段階	0円	380円	300円
	市町村民税非課税かつ 本人年金収入等80万円 以下の方	650万円以下 (1,650万円以下)	第2段階	430円	480円	390円
	非課税かつ本人年金 収入等が80万円超120 万円以下	550万円以下 (1,550万円以下)	第3段階①	430円	880円	650円
	非課税かつ本人年金 収入等が120万円超	500万円以下 (1,500万円以下)	第3段階②	430円	880円	1,360円
世帯に課税の方がいるか、本人が市町村民税課税			第4段階	915円	1,231円	1,445円

連絡先 いちい荘 電話 0195-46-3130 FAX 0195-46-3929